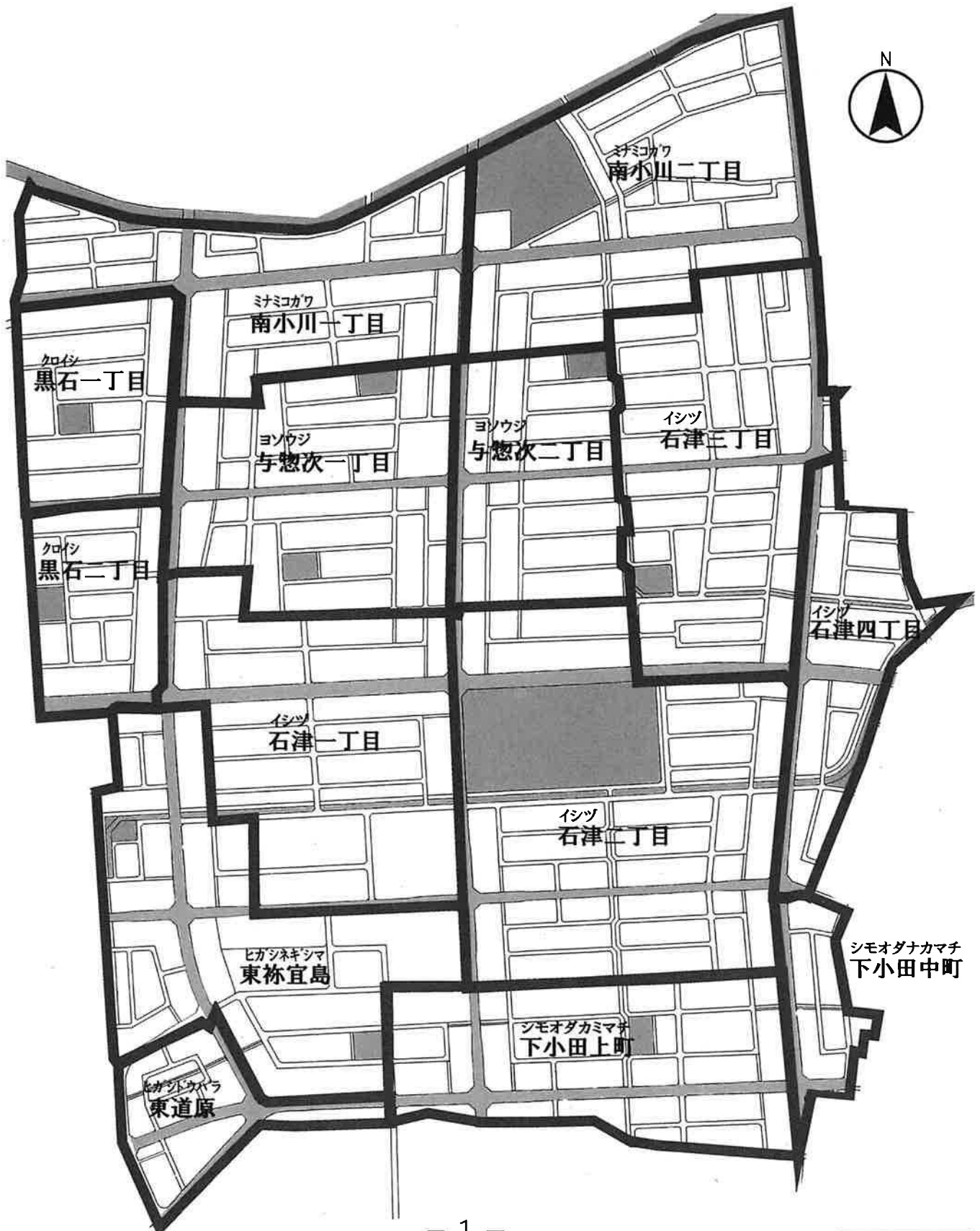


住所変更の手引き



焼津市南部土地区画整理事業の換地処分に伴い、
令和6年7月13日(土)から皆様の住所が新しくなります。



【1】住所変更手続きについて

住所変更手続きについて、ご自身でしていただくものと、焼津市が行うものがあります。主なものをご案内しますので、ご自身の該当する項目をご確認いただき、詳細につきましては担当する機関・部署等に直接お問い合わせください。

※ 住所と通知の送付先が異なる場合は、各課で手続きが必要になる場合があります。

【2】ご自身で手続きが必要なもの

項目	住所変更手続き(必要書類など)	期限	問合せ先
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード (電子証明書)	マイナンバーカード ・暗証番号(英数字6～16桁と、数字4桁)が必要です。 ・暗証番号が不明の場合は、再設定するため本人確認書類(運転免許証など)をお持ちください。	更新時または身分証として使用する時、電子証明書を利用するとき	市民課 054-626-1116 大井川市民サービスセンター 054-662-0541
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付)	住民基本台帳カード(写真付)	更新時 (身分証として使用する場合は速やかに)	
<input type="checkbox"/> 在留カード	在留カード		
<input type="checkbox"/> 特別永住者証明書	特別永住証明書		
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳	手帳	更新時 (身分証として使用する場合は速やかに)	障害福祉課 障害福祉担当 054-626-1127 大井川市民サービスセンター 054-662-0548
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書	証書		
<input type="checkbox"/> 自立支援医療(通院医療)受給者証	受給者証		
<input type="checkbox"/> 静岡県心身障害者扶養共済制度	証書		
<input type="checkbox"/> 厚生年金加入者・共済年金加入者 (被扶養者を含む)	各勤務先に確認	—	各勤務先
<input type="checkbox"/> 共済年金受給者	各共済組合に確認	—	各共済組合
<input type="checkbox"/> 子ども医療費受給者証	子供の健康保険証、受給者証、印鑑	実施日以降 速やかに	子育て支援課 給付担当 054-626-1137 大井川市民サービスセンター 054-662-0547
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書	証書と印鑑		
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療助成受給者証	母子(父子)の健康保険証、受給者証、印鑑		
<input type="checkbox"/> 市立小学校 <input type="checkbox"/> 市立中学校		実施日以降 速やかに	就学している 小中学校
<input type="checkbox"/> 自動車運転免許証	自動車運転免許証、 住所の変更を証明する書類	更新時 (身分証として使用する場合は速やかに)	焼津警察署交通課 054-624-0110 中部運転免許センター 054-272-2221
<input type="checkbox"/> 自動車検査証 (自動車及び250cc以上の二輪車 をお持ちの方)	自動車車検証、 住所の変更を証明する書類	実施日以降15日 以内に	中部運輸局 静岡運輸支局 050-5540-2050
<input type="checkbox"/> 自動車検査証 (125cc～250ccの二輪車 をお持ちの方)	自動車車検証、 住所の変更を証明する書類	実施日以降15日 以内に	軽自動車車検協会 静岡事務所 050-3816-1776
<input type="checkbox"/> 軽自動車車検証	自動車車検証、 住所の変更を証明する書類		

項目	住所変更手続き(必要書類など)	期限	問合せ先
<input type="checkbox"/> 土地登記簿・建物登記簿 (権利部『所有権に関する事項』の住所)	※1 登記申請書、印鑑、 住所の変更を証明する書類	※2 登記閉鎖解除後 速やかに	静岡地方法務局 藤枝支局 054-641-1158
<input type="checkbox"/> 商業登記簿 (会社等の本店・支店及び代表者の住所変更 登記)	登記申請書、印鑑、 住所の変更を証明する書類	本店は2週間 以内 支店は3週間 以内	本店、支店の所在 地を管轄する法務 局
<input type="checkbox"/> 法人や営業許可などの所在地変更	各許認可権者に確認		
<input type="checkbox"/> 預貯金通帳	必要な手続き・書類等につい ては、各届出先及びご契約先に直 接お問い合わせください。		
<input type="checkbox"/> 会員権・株式・債権等の有価証券			
<input type="checkbox"/> クレジットカード			
<input type="checkbox"/> 各種民間の任意保険 (生命・医療介護・損害・火災・ 地震・自動車・学資保険等)			
<input type="checkbox"/> 電話(固定・携帯)			
<input type="checkbox"/> ガス・電気			
<input type="checkbox"/> インターネット回線			
<input type="checkbox"/> 公共放送受信料(NHK)			

※1 表題部の地番変更は組合が藤枝法務局に申請します。詳しくは換地処分ガイドブックをご確認ください。

※2 不動産登記法の改正により法務局への住所変更登記の申請が義務化されます。(令和8年4月までに施行)尚、法施行から(登記閉鎖が法施行より後の場合は、登記閉鎖から)2年以内に手続きを行わないと罰則が科される可能性があるためご注意ください。

【3】住所や本籍の変更を証する書類について

★ 換地処分後、おおよそ1か月程度で住所や本籍を変更した通知書を市民課からお送りしますが、その他に証明書類が必要になった場合等は、『**同一地番証明書**』を申請することができます。

※手数料無料、申請は住所変更以降の平日8:30~17:15に受け付けます。

尚、窓口の混雑状況により即日お出しできない場合があります。

【住所や本籍の変更を証明する書類の担当問合せ先】

市民環境部 市民課 (焼津市役所本庁舎2階) 電話: 054-626-1116

【4】焼津市が変更するもの

項目	連絡・注意事項	問合せ先
住民票(住民基本台帳) 印鑑登録(印鑑登録原票) 戸籍	住所や本籍の変更通知をご自宅へ発送します。 ※再発行できませんので、大切に保管してください。	市民課 054-626-1116
選挙人名簿	—	選挙管理委員会 054-626-1134
障害福祉サービス受給者証 障害児通所受給者証	—	障害福祉課 障害支援担当 054-631-5532
介護保険被保険者証	新しい保険証を送付します。	介護保険課 保険給付担当 054-626-1159
介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証 社会福祉法人等利用者負担軽減	—	
国民健康保険被保険者証 国民健康保険限度額適用認定証 国民健康保険特定疾病療養受療証	—	
後期高齢者医療被保険者証 後期高齢者医療限度額適用認定証 後期高齢者医療特定疾病療養受療証	—	国保年金課 後期高齢者担当 054-626-2164
児童手当	—	子育て支援課 給付担当 054-626-1137
保育園・幼稚園	—	保育・幼稚園課 054-626-2772
国民年金加入者 厚生年金受給者 国民年金受給者	—	日本年金機構 島田年金事務所 0547-36-2211
上水道	—	水道総務課 054-624-0111

【5】新しい郵便番号について

新町名	郵便番号
南小川(一丁目～二丁目)	425-0037
石津(一丁目～四丁目)	425-0041
黒石(一丁目～二丁目)	425-0038
与惣次(一丁目～二丁目)	425-0034
下小田中町	425-0056
下小田上町	425-0059
東祢宜島	425-0047
東道原	425-0048

法改正等により今後、内容が一部変更する可能性があります。変更を行った場合は組合HPに「改正 住所変更の手引き」を掲載するためご確認をお願いします。



<https://www.sumiyoi-nanbu.jp/>

〒425-8502 焼津市本町二丁目16番32号 焼津市役所 5階
都市政策部 区画整理課 土地区画整理事務所
電話：054-627-9311 FAX：054-626-2184